

長寿医療制度（後期高齢者医療制度） 加入の皆さんへ

平成20年度後期高齢者医療保険料と納付

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、対象となる75歳以上の方（一定の障害のある方は65歳以上）全員が保険料を納めます。

皆さんの保険料が大切な財源です。

保険料の決まり方は？

保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合で決定します。

原則、県内広域連合内で均一とされますが、旭市は一人当たりの老人医療費が県平均より20%以上低いため、保険料が6年間軽減される不均一保険料が設定されました。

県 均等割額 37、400円

所得割率 7・12%

旭市 均等割額 32、400円

所得割率 6・16%

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」（総所得金額×所得割率）の合計額になります。

一人当たりの保険料

均等割額＋所得割額

※賦課限度額は、年50万円です。なお、被保険者と世帯主の総所得金額に応じて「均等割額」が減額されます。

◆被用者保険の被扶養者の方は

被用者保険の被扶養者だった方は、2年間、5割軽減された均等割額のみを負担することとなります。ただし、

平成20年4月から9月までは保険料負担が凍結され、10月から平成21年3月まで、9割軽減された均等割額1、600円を負担することになります。納付書が届いたら保険料額が軽減されているか確認し、減額されていない場合は問い合わせください。

被用者保険の被扶養者Ⅱ長寿医療制度に加入される直前に、会社の健康保険組合や共済組合等に加入されている方の扶養家族と認定されていた方。

納付書および保険料額決定通知書はいつ届くの？

「後期高齢者医療保険料納付書」（普通徴収の方）および「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を、7月中旬に郵送します。お手元に届きましたら、確認のうえ納付にご協力ください。

保険料の納め方は？

〈特別徴収〉（年金からの天引き）

年額18万円以上の年金受給者（介護保険料との合計額が年金額の2分の1

を超える場合は除く）が対象です。年6回の年金定期払いの際に、保険料が天引きされます。

〈普通徴収〉（納付書・口座振替）

年額18万円未満の年金受給者および介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方が対象です。納期は7月から翌年2月までの8回、納付書で納めます。

口座振替を希望される方は、7月以降に通帳と届出印を持参のうえ、市内の金融機関へお申し込みください。申し込みの翌月から開始されます。

また、年金額が18万円以上の方でも、次のようなときは一定の期間「普通徴収」となります。

○年度途中で75歳となられた方（65歳以上で一定の障害があり、認定された方）

○年度途中で、他市町村から転入された方

○修正申告などにより、保険料額が変更された方

○年金の差し止め等により、年金の支給が一時停止された方

◆複数の年金を受給されている方は年金の種別等により、天引きされる優先順位が決められています。このた

保険料の納付先・納期限は？

市役所または各支所、金融機関で納付できます。納期限は各月の末日（12月は25日）、納期限が休日の場合は翌営業日です。なお、特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、保険証の返還等の措置がとられますので、忘れずに納めましょう。

今後、厚生労働省の動向により、一部変更されることがあります。

〈問い合わせ先〉

千葉県後期高齢者医療広域連合

☎043-308-6768

保険年金課後期高齢者医療班

☎62-5882

海上支所住民室

☎55-3114

飯岡支所住民室

☎57-3115

千潟支所住民室

☎68-11075



め、年金の合計額が18万円以上でも保険料が引き落とされない場合や、介護保険料のみ引き落とされる場合もあります。